永楽十六年十一月一日「永楽帝勅諭」初探

小島 浩之

はじめに

筆者はこれまで、日本に現存する中国古文書の 現物資料を調査しつつ、中国古文書学さらには東 アジア古文書学の体系的理解に努めるよう心掛 けてきた ¹⁾。文書が編纂史料に移録されると、内 容情報の保存が優先され、改行や擡頭、空格、押 印、字配りといった書式は痕跡を留めないことが 多い。また、紙質・彩色・装飾・墨色・筆法など の形態的情報も失われてしまう。こういった個々 の形式的情報の総体が文書様式であるという前 提に立つとき ²⁾、モノとしての文書原本を検討し ないままに文書様式論は展開できない。筆者が原 本調査を重視する理由はここにある。

一方、調査の過程において、原本の存在は不明ながらも、ほぼ正確に原本を写しとったであろうと考えられる模本や、編纂資料の欠落を補う可能性の高い写しに遭遇することもある。本稿で採り上げる「永楽帝勅諭」もその一つで、原本ではないものの、素性の良い鈔本(写本)と判断される。

この勅諭は、永楽 16 年 (1418) 11 月 1 日付で明の成祖永楽帝が室町幕府の将軍・足利義持に宛てたもので、義持に再朝貢を促す国書としての性格を有する。残念ながら、『明実録』をはじめ中国側の史料には記録が残されておらず、わが国の『修史為徴』巻一(国立公文書館内閣文庫所蔵)3)に移録されたもの(以下、内閣文庫本とする)が知られるのみである。ただし、内閣文庫本は欠字や文意不明の箇所があり、十分に信頼のおけるテキストとは言い難かった。本稿で紹介するものは、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵の鈔本(以下、金沢本とする)で、『修史為徴』の欠字や誤字をほ

ぼ埋めることができる善本である。

本稿では、書誌的な観点からの検討と正確なテキストを提示することを第一の目的とし、内容に立ち入っての詳細な検討は他日を期したい。もっとも、この勅諭の内容は、15世紀の東アジア外交史の文脈で理解・研究されなければならないものである。筆者の専門からするとその力量はなく、専門的な内容研究は専家の手に委ねたい。

1 金沢本について

金沢本は加賀藩の儒者であった大島贄川(名は 惟直、字は忠蔵)の旧蔵書である。玉川図書館近 世史料館には、贄川の旧蔵書の一部が大島文庫と して保存されており、宋元版を含む漢籍の善本や 稀覯本を含むことで知られている。



金沢市立玉川図書館蔵『希顔堂雑種』巻六

金沢本は、大島文庫 内の『希顔堂雑種』巻6 (請求記号: 特 10.0-25) に「永楽帝勅書」として 収められている。ただ し、書出が「皇帝勅諭 某」、書止が「故諭」と なっているので、正確 には勅書ではなく、勅諭 とすべきだろう(勅書)

で始まり「故勅」で結ばれる 4)。このため本稿では、古くに付された資料名としての「永楽帝勅書」という表現は尊重するものの、文書名称としては「永楽帝勅諭」と表記する。

大島贄川は、越中国魚津に生まれ、23歳で昌平

黌に学んだ後、藩校・明倫堂の助教、ついで都講となり儒学を講じた。文化年間、加賀藩では中国の経史の古典を校訂して出版することとなり、文化 13 年 (1816) に贄川を総裁として江戸に「局」(ここでの「局」は部署、部門、部局といった意味)を開いたという。この事業は、加賀藩の二十一史(中国の歴代正史) 翻刻事業として知られている 5)。

加賀藩が、贄川に総裁を命じて翻刻事業を委ね たのは、彼が藩儒であったというだけではなく、 伝統的な中国の版本学や校勘学に通じた学者で なければ、事業の遂行が不可能だと判断されたか らである。現存する大島文庫は贄川蔵書のごく一 部であるというが、今に残る蔵書目録の情報をも 考慮すれば、徹底した書物研究、テキスト研究に こだわる贄川の学問姿勢がうかがわれる。

金沢本は版心に「校正舘」とある罫紙に清書されており、これが江戸に開かれた校正・校訂を任務とする「局」に相当するものだと考えられる。

末尾には、「右一通、丹波國亀山侯大夫松平帯 刀所蔵也。文化丁丑十一月六日記。」とあり、文化 丁丑すなわち文化 14 年(1817) 11 月 6 日に、丹 波亀山藩士・松平帯刀の所蔵資料(以下、松平本) を写したことがわかる。これは贄川が総裁となり、 江戸に「局」を開いた翌年のことである。ここか ら、永楽勅諭は加賀藩の古典籍翻刻事業において、 校訂用の関係史料を収集する際に、書き写して保 存されていたものと推測される。

もっとも、二十一史の中に『明史』は含まれないから、この勅諭を校訂のために使用しようと考えていたわけではないだろう。史料採訪時に、偶然目にした勅諭を、贄川の興味からついでに写したのではなかろうか。現段階では、贄川の筆跡と勅諭の筆跡を照合していないので、金沢本が贄川の直筆であるかは詳らかではない。しかし、状況証拠からすれば、勅諭が贄川の判断により書き写されたことはほぼ間違いないであろう。

校正舘の罫紙は四周双辺の墨界で、毎半葉 10 行で1行あたりの字数は18字から21字の間である。勅諭は罫紙にべた書きされているため、文書の形式面においては、整ったものとは言い難い。ただし、「天道」(録文2行目)、「朝廷」(同)、「朕」(同10・11・13・19行目)などの文字の前には空格が置かれており、原本の敬意表現の一端を垣間見ることができる。一般には、これらの文字は擡頭で表現されるはずなので、原文は直前の行に一文字の空格を残して改行・擡頭されていたと考えるべきであろう。

一方で、16・17・32・34 行目の「朕」、30・37 行目の「天道」、30・38 行目の「朝廷」の前には 空格がない。同様に考えれば、これらの文字が通常の字配りのままで、原本において丁度行頭にきており、前行の末尾まで文字が詰まっていたとみなせる。このように考えれば、勅諭原本の文字配列があらまし推定できよう。ただし、30 行目の「天道」と「朝廷」は二文字しか離れておらず、こういった考え方では辻褄が合わない。一部の敬意表現は伝写の過程で失われているようである。

ところで、金沢本がもとづいた松平本は、勅諭 原本とはどのような関係なのであろうか。

後掲する録文のように、金沢本は永楽 16 年 11 月 1 日付の勅諭に続けて、明使・呂淵の通事であった周肇による永楽 17 年 (1419) 7 月 13 日付の 書状を載せる。

この両者の関係を説明するには、少し時間を遡らねばならない。永楽 15 年 (1417) 10 月に永楽帝は、途絶していた朝貢を日本に促すため、刑部員外郎の呂淵を使者として日本に派遣するものの、呂淵は義持に謁見できないまま帰朝することとなる。呂淵の帰朝時、薩摩島津氏の使者である性運が同行し、義持の表文を偽造して朝貢意思のある旨を伝える内容で中国側に提出したという。本勅諭はこの偽表文に対する永楽帝の返書であり、再び使者として兵庫までやってきた呂淵らが、

交渉を求めて義持側近宛に認めたのが続く書状なのであった。この時、義持は鹿苑院元容周頌を 兵庫に向かわせて呂淵らと会談させた。その際、 日本側は勅諭と呂淵の書状とを書き写し、原本は 呂淵が持ち帰ったという ⁷⁾。

当時の日本側の外交史料を集成した『善隣国宝記』では、巻中に「稱光院應永二十六年 大明使者状 8」として、永楽17年7月13日付の書状を載せるが、勅諭には触れていない。もとより日本側は勅諭を正式に受け取っていないのであるから、記録してないということなのであろう。

一連の経緯から考えるに、呂淵との会談の際に 元容周頌が書き写した第一世代の写しは、勅諭と 書状が一続きになったものであろう。したがって、 金沢本が元にした松平本は、義持にもたらされた 第一世代の写しに基づいている可能性が高い。

金沢本をよく観察すると、勅諭部分だけ読点が 打たれており、書状部分は白文となっている。大 島贄川ほどの碩学が読点を打つとすれば、史料全 体を対象とするであろう。しかるに、こういった 中途半端な状態のままであるのは、読点も含めて 原本に忠実に写した、つまり、金沢本がもとづい た松平本において既に、勅諭部分にのみ読点が打 たれていたと考えるのが妥当ではなかろうか。

明代皇帝の勅諭や勅書の原本には、いずれも句読の代わりに朱で圏点が打たれている。一方で、私信も含めたその他の書状のやり取りで、句読があらかじめ施されていることは稀である。筆者はこの圏点の意味するところを正確につかめていないけれども、詔勅とは本来、声に出して読み聞かせるものであることから、宣読者が皇帝の言葉を読み違えることのないように、あらかじめ打たれているものではないかと考えている。

ここから、勅諭部分に見られる読点は、勅諭原本にあった朱の圏点を写したものであって、書状部分に句読がないのは書状原本が白文であったからという推測が成り立つ。

もしこれが正しいならば、元容周頌による第一世代の写しは細部まで、正確なものであった可能性が高い。贄川の学問的姿勢から考えて、写しはそのままのものを作るであろうから、松平本は数世代後の写しであり、数回の抄写の過程で文書原本の諸形式が中途半端に崩れ、不完全な姿になったものと考えられる。これを写した金沢本に、明の文書本来の形式の残滓が見られるはこのためであろう。

2 金沢本の録文

金沢本の録文を次頁以下に示す。対応する原本の写真(京都大学人文科学研究所准教授・古松崇志氏撮影)は本稿末尾に掲げた。また、金沢本の録文に続けて参考までに内閣文庫本の録文も掲げておいた。内閣文庫本の録文は田中健夫編『善隣国宝記・新訂続善隣国宝記』補注(560~561頁)にも掲載されているが、この録文は少なからず誤字があるので、改めて原本画像から文字を起こしてある。録文の各行は写本の行に対応しており、読者の便のため、行頭に行番号をアラビア数字で振ってある。

前述のように、金沢本の勅諭部分の読点は、原本に施された圏点を反映したものである可能性があるので、ルビとして○で示した。○を付してある文字までで句が切れることを指す。また欠字は■で表現している。なお、本稿では、テキストを原史料のままに示すことを第一としているので、筆者の判断による句読点は施していない。

勅諭部分は内閣文庫本との間、書状部分は田中健夫編『善隣国宝記・新訂続善隣国宝記』(以下、『善隣国宝記』校訂本とする)との間に字句の異同がある場合、金沢本の本文の字体をゴシックとした。ただし、テキスト間における字体の相違については特記していない。また、今回は史料の全体像の把握を第一目的としているので、本文の校訂はせず、必要に応じて録文の後に字句の異同を

校異として注記した。

【金沢本録文】

- 1 皇帝勅諭日本國源義持爾先王源道義至誠
- 2 卓特聰明俊傑恭4順 天道敬事 朝廷遣使
- 3 朝貢相継不絶國人用b)安盗賊不作海東諸蕃國
- 4 王之賢者自古無有若爾先王者也自爾嗣位之後反
- 5 爾先王之為朝貢不通屢遣人冦掠邉境此豈事大之
- 6 道徒自獲罪於天以速殃咎耳上天之於生民立之
- 7 **司牧■**○主宰之無非欲其生遂老老少少各得其處凡
- 8 大邦小國統率為治爾居海東蕞爾之地自恃險阻乃
- 9 敢恣肆為非殊不知惡不可為險不可恃天災人禍
- 10 恒起於不測苟不省悟一旦禍至不可解矣 朕明
- 11 論爾と地距中國甚邇 朕之師旅水習舟楫而陸
- 12 便騎射無堅不破無險不入**非**d)若前元用兵長於騎
- 13 射而短於水楫 朕所以含容不發者以天地之大無
- 15 爾自悔乃日復日歳復歳恬然自若群臣屢請発兵
- 16 問罪朕念爾先王之賢又日本百姓無罪軍馬一来
- 17 波及無辜朕誠不忍比者復来冦掠海濵以得失
- 18 計之曽不如泰山之一毫何若如此積釁不已必招
- 19 師旅 朕師之來雷轟電擊則爾國無險之^{e)}可恃
- 20 矣爾必須髙其城深其池以候天兵之至於此之時
- 21 悔將無及且數年迄今使者不通爾之立行賢否莫
- 22 知度爾智與年長必能率徳政行以承乃父之志
- 23 爾先王之時所用皆賢徳老成故政事有稱令聞日
- 24 著今不知環任用先王之賢徳老成否如用之則必
- 25 無過舉然此或非出於爾況爾國中又多賢智之
- 26 士識達道理豈肯使軽為此乎不過海濵無頼之
- 27 徒出没海嶋溊竊為生累爾令名苟能如尔先王
- 28 禽執献俘則尔國中得以永寧尔之名亦永垂青
- 29 史**久**f)而**不**g)磨矣且如朝鮮國王李芳遠聰明賢智
- 。 动 敬順天道恭事朝廷一國之人得以安寧和平之禍h)
- 30 似顺入坦尔争朔廷一國之八侍以女學和千之**何**?
- 31 率皆本於其王之賢徳也尔宜近法先王遠効隣國則
- 32 尔國中亦以永保無虞矣朕本不諭欲與尔言然念
- 33 尔先王之賢徳故特遣使臣行人呂淵賫勅と諭尓令

- 35 念其有父母妻子日夜**盻**i)望保全其生就令使臣送
- 36 回尔國其守海者無知將使臣阻遏雖未即達惟尔敬
- 37 順天道隨遣士官k)性運等進貢方物足見尓悔過
- 38 遷善尊仰朝廷之心今茲復遣使臣行人呂淵同性
- 。 39 運等賣勅諭意尔若改前所為所掠海濵人口¹⁾
- 40 亦有父母妻子之恩能體其情即差人同使臣送還
- 41 仍通使往來保境息民弭禍以紹尔先王之美則
- 42 天心悦鑑俾尔子と孫と亨有无窮之福豊不偉哉
- 43 如果尔所為不能悛改使臣至尔國中尔或拘留或
- 44 殺戮聴尔所為尔不遣人来也故諭
- 45 永楽拾陸年拾壹月初壹日
- 46 使臣呂淵去歳奉國命齎 勅書就帶倭人来日本
- 47 國公幹令人通報國王命古幢長老到海濵未
- 48 曽審詳来意長老旋車後一向信息不聞以此齎
- 49 捧勅書回京師續有本國日向州人駕舩一隻装硫
- 50 黄馬疋進貢**因無國王文書**^{m)}今復蒙遣齎捧
- si 勅書就帶進貢番人一十六名同先來八名重来**令**n)
- 52 有忠信之言將為賢大夫告恐重譯弗詳筆諸書()
- 53 付賢大夫**于**P)王左右**者**Q)幸詳説之萬一
- 54 永楽拾柒年柒月拾参日

通事周肇

余 千 戸

郭 千 戸^{r)}

- 58 右一通丹波國亀山侯大夫松平带刀所蔵也文化丁
- 59 丑十一月六日記

校異

56

- a) 内閣文庫本は欠字とする。
- b) 内閣文庫本は欠字とする。
- c) 内閣文庫本は「獲罪於天以速殃咎耳上天之於生 民立之司牧■」の20字(欠字を含む)無し。
- d) 内閣文庫本は欠字とする。
- e) 内閣文庫本は「之」字無し。
- f) 内閣文庫本は「久」を「人」に作る。
- g) 内閣文庫本は欠字とする。
- h) 内閣文庫本は「禍」を「福」に作る。
- i) 内閣文庫本は「獲」を「権」に作る。
- i) 内閣文庫本は「盻」を「眄」に作る。
- k) 内閣文庫本も同様に「士官」に作るが、『善隣国 宝記』校訂本(561頁)では「土官」に校訂す る。
- 1) 内閣文庫本は欠字とする。

- m) 『善隣国宝記』校訂本は「因無國王文書不領」と する。
- n) 『善隣国宝記』校訂本は「今」に作る。
- o) 『善隣国宝記』校訂本は「故筆諸書」とする。
- p) 『善隣国宝記』校訂本は「于」字無し。
- q) 『善隣国宝記』校訂本は「者」字無し。
- r) 『善隣国宝記』校訂本は「余千戸 郭千戸 通事 周肇」の順に一行で記す。

参考【内閣文庫本】

- 1 皇帝勅諭日本國源義持爾先王源道義至誠卓特
- 2 聡明俊傑■順天道敬事朝廷遣使朝貢相継不絶
- 3 國人■安盜賊不作海東諸蕃國王之賢者自古無
- 4 有若爾先王者也自爾嗣位之後反爾先王之爲朝
- 5 貢不通屢遣人冦掠邊境此豈事大之道徒自主宰
- 6 之無非欲其生遂老老少と各得其處凡大邦小國
- 7 統卛爲治爾居海東蕞爾之地自恃險阻乃敢恣肆
- 8 爲非殊不知悪不可爲險不可恃天災人禍恒起於
- 9 不測苟不省悟一旦禍至不可觧矣朕明諭爾 と地
- 10 距中國甚迩朕之師旅水習舟楫而陸便騎射無堅
- 11 不破无險不入■若前元用兵長於騎射而短於水
- 12 楫朕所以含容不發者以天地之大無所不包凡爾
- 13 所以爲冦掠者狗偷鼠竊何足芥蒂冀爾自悔乃日
- 14 復日歳復歳恬然自若群臣屢請發兵問罪朕念爾
- 15 先王之賢又日本百姓无罪軍馬一來波及无辜朕
- 16 誠不忍比者復來冦掠海濵以得失計之曽不如泰
- 17 山之一毫何若如此積釁不已必招師旅朕師之来
- 18 雷轟電擊則爾國无險可恃矣爾必須髙其城深其
- 19 池以候天兵之至於此之時悔将无及且数年迄今
- 20 使者不通爾之立行賢否莫知度爾智與年長必能
- 21 卛徳政行以承乃父之志爾先王之時所用皆賢徳
- 22 老成故政事有稱令聞日著今不知還任用先王之
- 23 賢徳老成否如用之則必无過舉然此或非出於爾
- 24 況爾國中又多賢智之士識達道理豈肯使輕爲此
- 25 乎不過海濵无賴之徒出没海嶋冦竊爲生累爾令
- 26 名荷能如爾先王禽執獻俘則爾國中得以永寧爾
- 27 之名亦永垂青史人而■磨矣且如朝鮮國王李芳
- 28 遠聡明賢知敬順天道恭事朝廷一國之人得以安
- 29 寧和平之福卛皆本於其王之賢徳也尔冝近法先
- 30 王遠効隣國則爾國中亦以永保无虞矣朕本不諭

- 31 欲與爾言然念爾先王之賢徳故特遣使臣行人呂
- 32 淵賫勅勅諭爾令辺圉所権爲冦者微葛成二郎五
- 33 郎等送赴京師朕念其有父母妻子日夜眄望保全
- 34 其生就令使臣送囘爾國其守海者无知將使臣阻
- 36 方物足見爾悔過遷善尊仰朝廷之心今茲復遣使
- 37 臣行人呂淵同性運等費勅諭意爾若改前所爲所
- 38 掠海濵人■亦有父母妻子之恩能體其情即差人
- 39 同使臣送還仍通使往來保境息民弭禍以紹爾先
- 40 王之美則天心悦鑑俾爾子と孫と亨有无窮之福
- 42 或拘留或殺戮聴爾所爲爾不遣人来也故諭
- 43 永樂拾陸季拾賣月初賣日

むすびにかえて

金沢本によって、内閣文庫本には 20 文字の脱文(金沢文庫本の録文 6~7 行目。ただし 20 文字目は金沢本でも不明のため欠字扱いとなっている)があったことがわかる。また、内閣文庫本の5ヶ所の欠字も金沢本によって補うことができる。特に内閣文庫本の11 行目と 27 行目の欠字が、それぞれ「非」、「不」といった否定の助字だと判明したことで、史料の文意がより明確になった。

一方で、金沢本は内閣文庫本に比べて、字体が一定していない。たとえば「爾」と「尓」が混在するなど少々粗雑な部分もある。また、内閣文庫本と字句が相違する部分においても、金沢本が必ずしも正しいとは限らない。たとえば金沢本 30行目の「安寧和平之福」は、内閣文庫本の「安寧和平之福」が正しい。さらに、金沢本 37 行目の「士官」は内閣文庫本でも同様に作るが、『善隣国宝記』校訂本の補注で校訂された「土官」が正しく、両者ともに誤っている。書状部分についても、金沢本は『善隣国宝記』と比べて異同や脱字が多く、なお検討の余地がある。

このように金沢本は、内閣文庫本や『善隣国宝記』より、全ての部分で優れているとは言い難い。

東京大学経済学部資料室年報 9

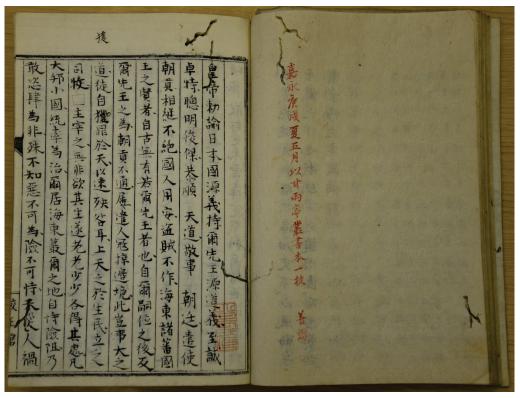
しかし、こういった部分を差し引いても、これまで不明であった文字や、既存テキストの脱文を補えること、明代の文書様式を構成する形式的要素を部分的に残していることなどから、金沢本は素性の良いテキストだと断定して差し支えないであろう。

以上、推論に推論を重ねた部分も多いが、金沢本は室町時代の元容周頌による写しに系譜的により近いもので、明代の文書様式の残滓を伝える貴重な史料だと考えられる。ただし、今回は内容面からの判断を保留しているので、歴史資料としての評価は今後、慎重に検討を重ねる必要がある。これに関しては後攷を俟ちたいと思う。

【謝辞】史料の調査・撮影・掲載を許可いただいた金沢 市立玉川図書館近世史料館に感謝申し上げたい。本稿 は、2018年度公益財団法人サントリー文化財団「人文 科学、社会科学に関する学際的グループ研究助成」に よる「和紙技術・文化論の再構築をめざして:多言語 による記録と伝世資料の比較検討による学際的研究」 (代表者:本多俊彦・金沢学院大学文学部准教授)の成 果の一部である。

(こじま ひろゆき:東京大学大学院経済学研究科講師)

附図 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵『希顔堂雑種』所収「永楽帝勅書」(大島文庫)



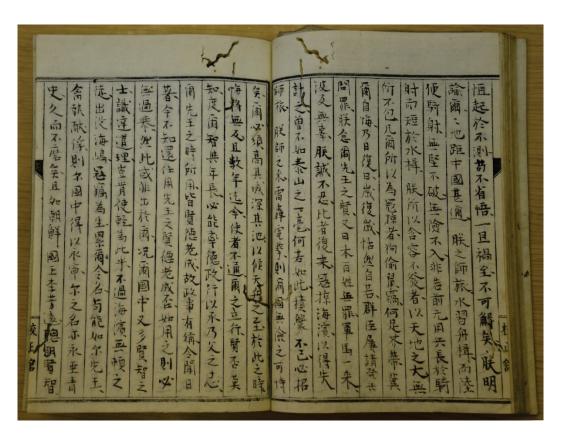
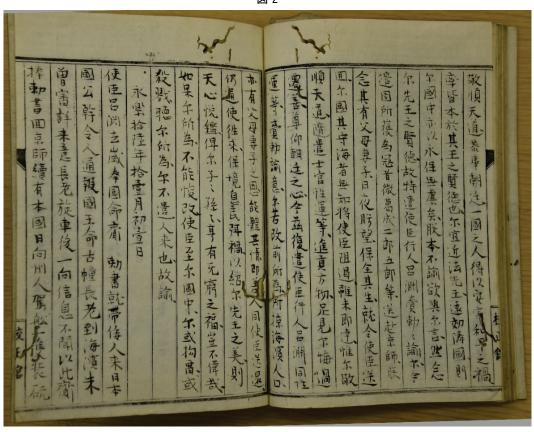


図 2



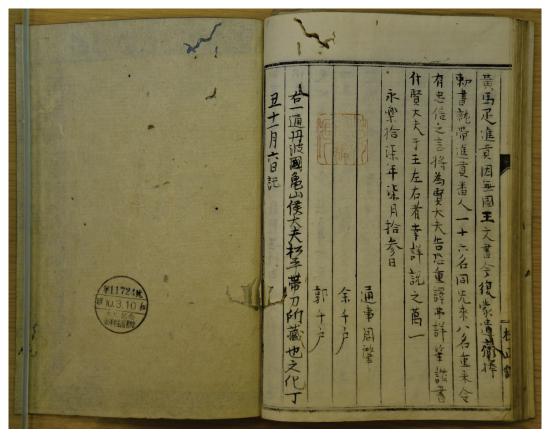


図 4

¹⁾ 近年の成果は、小島浩之編『東アジア古文書学の構築:現状と課題』(東京大学経済学部資料室、2018年)の中にまとめられている。

²⁾ 筆者は「形式とは媒体・記録材料・書体・印璽・定型句・字配り・避諱・敬意表現・署名順序・日付の書き方などの文書の構成要素を、様式とはこれらの形式を組み合わせた総体」のことであると考えている。詳しくは拙稿「唐代公文書体系試論:中国古文書学に関する覚書(下)」の3.1「様式とは何か」(前掲註1『東アジア古文書学の構築』所収)を参照。

³⁾ 『修史為徴』は国立公文書館デジタルアーカイブ<https://www.digital.archives.go.jp/> (2019-03-16 最終確認) にて公開されている。

⁴⁾ 勅諭とは勅書の形式をもってする諭告文のことで、勅書の一種ではあるものの、勅書と勅諭が内容的にどのように区別されているのかなど、具体的な両者の相違は明確になっていない。他方、古文書学的にみれば、本文で言及したように書出・書留が異なることから、ひとまず弁別しておいた方がよいと考える。なお、拙稿「勅諭・誥命」(村井章介編集代表『日明関係史研究入門:アジアのなかの遣明船』勉誠出版、2015年)も参照。

⁵⁾ 大島贄川の略歴と加賀藩における翻刻事業に関しては、森潤三郎「大嶋贄川と二十一史の校合」(『書物展望』 3(1)、1933 年)、大島利一「大島贄川・桃年父子の史記考異に就いて」(『東洋史研究』4(3)、1939 年)、櫻田芳 樹「原尊敬閣文庫蔵大島惟直撰『博士家本史記異字』、『史記考異』の金沢に於ける現状と加賀藩大島贄川の二 十一史翻刻の企てについて」(『汲古』44、2003 年)を参照した。

⁶⁾ 大島文庫の全体像とそこから判断される贄川の学問的系譜や姿勢に関しては、井上進「近世史料館の漢籍: 序に代えて」(井上進・浅野純一編『金沢市立玉川図書館近世史料館蔵漢籍目録』2004年)を参照。

⁷⁾ 永楽帝と足利義持の交渉に関しては、小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』第二章第二節「足利義持の通交 拒絶」(刀江書院、1941年) および田中健夫編『善隣国宝記・新訂続善隣国宝記』「善隣国宝記・巻中補注」⑬ 明通事周肇書状(集英社、1995年、559~560頁) の記述を参照してまとめた。

⁸⁾ 前掲註6の田中健夫編の『善隣国宝記』では、原本に「大明書」とあるのを「大明使者状」と校訂しており、 これに従った。